

調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算 要領の制定について

平成28年3月31日付け 27林整計第367号
林野庁森林整備部長から各森林管理局事業担当部長、
各都道府県事業担当部長あて
最終改正：平成30年3月29日付け29林整計第574号

「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領」を別紙のとおり定め平成28年4月1日から適用することとしたので、業務の参考とされたい。

林野庁ホームページ掲載

ホーム>分野別情報>森林整備保全事業の設計・積算・施工基準等>積算基準

http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html

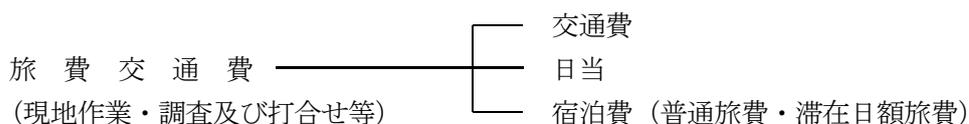
調査・測量・設計及び計画業務旅費交通費積算要領

1 適用範囲

この要領は、森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）に係る地質調査業務、測量業務、設計業務及び調査・計画業務等の旅費交通費の価格積算を行うに当たって、その基準を示したものである。

2 旅費交通費の構成

旅費交通費の構成は、次のとおりとする。



(注)現地作業、打合せ及び旅行日に係る技術者の基準日額は、直接人件費に計上する。

3 旅費交通費構成費目の内容

現地作業旅費交通費、打合せ旅費交通費は、現地作業・現地調査及び打合せ等に必要な経費で、交通費、日当、宿泊費で構成する。

(1) 交通費

交通費は、現地作業・現地調査及び打合せ等を実施するために必要な技術者の移動に要する費用である。

(2) 日当

日当は、現地作業・現地調査及び打合せ等を実施するために必要な技術者に要する費用である。

(3) 宿泊費

宿泊費は、現地作業・現地調査及び打合せ等を実施するために必要な技術者の宿泊等に要する費用である。

4 旅費交通費対象職種（主な業務について記載）

(1) 地質調査業務

地質調査技師、主任地質調査技師、地質調査員

(2) 測量業務

測量主任技師、測量技師、測量技師補、測量助手、測量補助員、操縦士、整備士、撮影士、撮影助手、測量船操縦士

(3) 設計業務

主任技術者、技師長、主任技師、技師 A、技師 B、技師 C、技術員

(4) 計画作成等業務

「(3)設計業務」に準ずる。

5 旅費交通費の積算

現地作業及び打合せに要する旅費交通費の積算は、最も経済的な経路により次の積算方法により算定する。

交通手段の選定にあたっては、「2 通勤及び滞在の区分」、旅費交通費の算定にあたっては「5 交通費」によるものとし、現地での作業を伴う業務はライトバン、その他の業務については公共交通機関を利用することを標準とするが、実情を勘案し算定するものとする。

(1) 積算上の基地

旅費交通費の積算上の基地は、原則として県庁所在地又は近隣の主要都市、業務内容が技術的に高度な場合は、近隣の政令指定都市、若しくはそれに準ずる大都市とし、旅行の起点は、基地とする県庁所在地又は主要都市における官署(県庁又は市役所等)の最寄りの駅又は停留所とする。

なお、指名業者のうち前記で示した基地より現地に近い本支店等が入った場合は、その本支店等が所在する都市を積算上の基地とする。随意契約の場合は契約しようとしている業者の所在地とする。

(2) 通勤及び滞在の区分

① 通勤により業務を行う場合

通勤により業務を行う場合は、次を標準とする。

ア ライトバンの場合

積算上の基地から現地までの片道距離が 30 km程度(高速道路等を利用する場合は 60 km程度)若しくは片道通勤所要時間 1 時間程度とする。

イ 公共交通機関の場合

積算上の基地から現地まで、公共交通機関を利用する場合は片道所要時間 2 時間程度とする。

② 滞在して業務を行う場合

ア ライトバンの場合

①アの範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する場合

イ 公共交通機関の場合

①イの範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する場合

(3) 現地作業旅費交通費の精算

① 現地により業務を行う場合

旅費交通費の算定において、交通費(鉄道賃、船賃又はライトバン経費及び高速料金)のみ計上することとする。

なお、測量作業においては、連絡者(ライトバン)運転経費は、測量標準歩掛の機械経費率等に含まれるため、別途計上しない。

② 滞在して業務を行う場合

【現地作業】

$$\begin{array}{c} \text{普通旅費相当分} \qquad \qquad \qquad \text{滞在日額旅費相当分} \\ \text{旅費交通費} = \underbrace{(\text{交通費} + \text{日当}) \times \text{往復} + \text{宿泊費 (1 泊目)}}_{\text{(6)①の日当及び宿泊費}} + \underbrace{\text{宿泊費} \times \text{滞在日数}}_{\text{(6)②の滞在して業務を行う場合の宿泊費}} \end{array}$$

(注) 交通費：鉄道賃、船賃、ライトバン経費及び高速料金

ア 宿泊費の積算方法は、目的地に到着した日は普通旅費による宿泊費とし、翌日から目的地を出発する日の前日までの日数について滞在日額旅費による宿泊費を計上する。

イ 日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上する。

ただし、往復移動距離が 100 km未満の場合は、日当を計上しない。

ウ 移動に要する日が 0.5 日未満で昼食を要しないことが明らかな日である場合は、2 分の 1 を

計上する。

エ 日当は、ライトバンを利用する等により交通費実費が伴わない場合は、2分の1とする。

オ ウ及びエの条件を同時に満たす場合は、日当を計上しない。

カ 交通費は、積算上の基地から滞在地までの移動に要する費用を計上する。

なお、滞在地から現地までの交通費は、別途計上しないものとする。

③ 現地作業旅費交通費の積算例

【滞在】（技術者単価は、平成26年度単価を使用し計算）

ア 積算条件

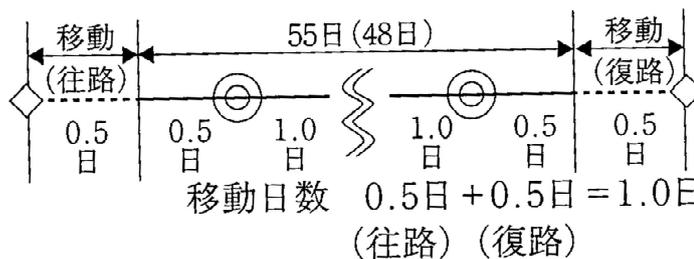
業務内容：測量業務

滞在地：乙地方

基地～滞在地までの距離：120 km

職種区分	編成 (人)	外業 実日数	滞在 日数
測量技師	1	35	48
測量技師補	1	40	55
測量助手	1	40	55

(工程)



イ 交通費（ライトバン）

1日当たり運転時間4hr（120 km ÷ 30 km/hr）より損料=1,710円/日、ガソリン=1,575円

ウ 旅費交通費

	普通旅費相当分				滞向日額旅費相当分			
	交通費	日当	日数	宿泊費	宿泊費	日数	宿泊費	日数
測量技師	= (0 + 1,019) × 2			+ 9,074	+ 8,509 × 28		+ 7,648 × 19	= 394,676円
測量技術士補	= (0 + 787) × 2			+ 7,222	+ 6,861 × 28		+ 6,175 × 26	= 361,454円
測量助手	= (0 + 787) × 2			+ 7,222	+ 6,861 × 28		+ 6,175 × 26	= 361,454円
旅費交通費計	= 394,676 + 361,454 + 361,454 + (1,710 + 1,575) × 2 = 1,124,154円							

(4) 打合せ交通費の積算

打合せについては、公共交通機関を利用することを標準とするが、実情を勘案し算定するものとする。

① 通勤により打合せを行う場合

旅費交通費の算定において、交通費（鉄道賃・船賃・ライトバン経費及び高速料金）のみ計上することとする。

② 滞在中に打合せを行う場合

【宿泊を要する場合】

$$\text{旅費交通費} = \underbrace{(\text{交通費} + \text{日当}) \times \text{往復} + \text{宿泊費} (1 \text{ 泊目})}_{\text{6(1)の日当及び宿泊費}} + \underbrace{(\text{宿泊費} + \text{日当}) \times \text{滞在日数}}_{\text{宿泊 2 泊目以降分}}$$

※注 交通費（鉄道賃・船賃等又はライトバン経費・高速料金）

ア 日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数、打合せを行うために滞在した日数について計上する。

ただし、往復移動距離が 100 km 未満の場合は、日当を計上しない。

イ 移動に要する日が 0.5 日未満で昼食を要しないことが明らかな日である場合は、2分の1を計上する。

ウ 日当は、ライトバンを利用する等により交通費実費が伴わない場合は2分の1とする。

エ イ及びウの条件を同時に満たす場合は、日当を計上しない。

オ 日当は、移動が伴わない場合は2分の1とする。

③ 打合せ旅費交通費の積算例

【滞在】（技術者単価は、平成 26 年度単価を使用し計算）

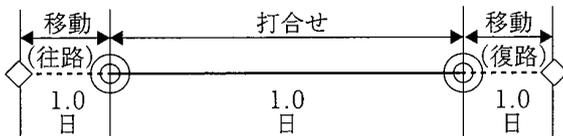
ア 積算条件

業務内容：設計業務

滞在地：乙地方

基地～滞在地までの距離：430 km

（工程）



鉄道距離「400km以上」より片道移動日数を1.0日とする。

職種区分	編成 (人)	打合せ
主任技師	1	1
技師A	1	1
技師B	1	1

イ 交通費

鉄道運賃 普通運賃（片道）＝6,000 円×100÷108＝5,555 円

特急運賃（片道）＝4,000 円×100÷108＝3,703 円

計＝9,258 円

ウ 旅費交通費

	普通旅費相当分	宿泊2泊目以降分	
	交通費	日当	日数
主任技師	= (9,258 + 2,407) × 2	+ 10,925	+ (10,925 + 1,204) × 1 = 46,384 円
技師A	= (9,258 + 2,037) × 2	+ 9,074	+ (9,074 + 1,019) × 1 = 41,757 円
技師B	= (9,258 + 2,037) × 2	+ 9,074	+ (9,074 + 1,019) × 1 = 41,757 円
旅費交通費計	= 46,384 + 41,757 + 41,757 = 129,898 円		

(5) 交通費

当該業務に必要な交通費を積上げて算定するものとし、公共交通機関による交通費は、往復割引があるものについては、割引料金を適用した積算とする。

また、ライトバンによる交通費のうち高速料金については、各種割引が明確な場合は、割引料金を適用した積算とする。

なお、交通費の算定は、現地作業及び打合せに係る技術者の所要人員に運賃等に乗じて求めるものとする。

消費税相当分を含んだ金額の場合の積算は、消費税で割り戻した金額とする(1円未満切り捨て)。

① 鉄道運賃

旅客運賃、特別急行料金及び急行料金の計上の区分は、下表のとおりとする。

片道一路線の距離	旅客運賃	特別急行料金	急行料金
L < 50 km	○		
50 km ≤ L < 100 km	○		○
100 km ≤ L	○	○	

(注) 1. 片道路線とは、乗り換え毎に算出する。したがって、出発地から現地までの距離が100kmを超えても乗り換え毎の距離が100km未満であれば、特別急行料金は計上できない。

2. 特別急行列車、急行列車、全車指定列車だけしか運転されていない路線については距離に関係なくそれぞれの料金を計上する。

3. 複数の路線がある場合は、最も経済的な経路により計上する。

② 船賃

船賃は、旅客運賃を計上する。なお、座席指定だけの路線については、座席指定料金も計上する。

③ 航空賃

当該業務の内容及び日程並びに当該業務に係る旅費総額を勘案して、航空機を利用することが最も経済的な路線の場合に計上する。

④ 車賃

バス路線は、普通運賃を計上する。

⑤ ライトバン損料等

ライトバン損料等は、下表のとおり計上する。

名 称	単 位	数 量	単 価	摘 要
ライトバン時間損料	時間			1,500cc 森林整備保全事業建設機械損料算定表による。
ライトバン日損料	日			
ガソリン	リットル			2.6ℓ/h × ○h スタンド渡し

- (注) 1. ライトバンの運転時間は、一般道路 30 km/h、高速道路等 80 km/h で計算し時間当たりに四捨五入する。
 2. 高速道路等の料金は、別途計上する（消費税抜きの金額）。
 3. 運転労務は計上しない。

(6) 日当、宿泊費単価

① 日当及び宿泊費

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

職 種	普 通 旅 費			摘 要
	日 当	宿 泊 費		
		甲地方	乙地方	
調査業務				
地質調査技師	2,200	10,900	9,800	国家公務員行（一）職 4 級相当
主任地質調査員	1,700	8,700	7,800	” 2 ”
地質調査員	1,700	8,700	7,800	” 1 ”
測量業務				
測量主任技師	2,200	10,900	9,800	国家公務員行（一）職 6 級相当
測量技師	2,200	10,900	9,800	” 4 ”
測量技師補	1,700	8,700	7,800	” 2 ”
測量助手	1,700	8,700	7,800	” 1 ”
測量補助員	1,700	8,700	7,800	” 1 ”
操縦士	2,200	10,900	9,800	” 4 ”
整備士	2,200	10,900	9,800	” 3 ”
撮影士	2,200	10,900	9,800	” 3 ”
撮影助手	1,700	8,700	7,800	” 1 ”
測量船操縦士	1,700	8,700	7,800	” 1 ”
設計業務				
主任技術者	2,600	13,100	11,800	国家公務員行（一）職 10 級相当
技師長	2,600	13,100	11,800	” 9 ”
主任技師	2,600	13,100	11,800	” 7 ”
技師A	2,200	10,900	9,800	” 6 ”
技師B	2,200	10,900	9,800	” 4 ”
技師C	2,200	10,900	9,800	” 3 ”
技術員	1,700	8,700	7,800	” 2 ”

- (注) 1. 上記の金額は、消費税相当分を含んだ金額である。
 積算は、消費税率で割り戻した金額とする（1円未満切り捨て）。
 2. 宿泊料の欄中の甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち財務省令で定める地域その他これに準ずる地域で、乙地方とは、その他の地域をいう。
 3. 地質、土質調査業務の解析業務は設計業務を準ずる。
 4. 宿泊費（普通旅費）は、現地に到着した日を計上する。

② 滞在して業務を行う場合の宿泊費

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

職 種	滞 在 日 額 旅 費			摘 要
	宿 泊 費			
	30 日未満	30 日以上 60 日未満	60 日以上	
調査業務				
地質調査技師	9,190	8,260	7,350	国家公務員行 (一) 職 3 級相当以上
主任地質調査員	7,410	6,670	5,930	国家公務員行 (一) 職 2 級相当以下
地質調査員	7,410	6,670	5,930	〃
測量業務				
測量主任技師	9,190	8,260	7,350	国家公務員行 (一) 職 3 級相当以上
測量技師	9,190	8,260	7,350	〃
測量技師補	7,410	6,670	5,930	国家公務員行 (一) 職 2 級相当以下
測量助手	7,410	6,670	5,930	〃
測量補助員	7,410	6,670	5,930	〃
操縦士	9,190	8,260	7,350	国家公務員行 (一) 職 3 級相当以上
整備士	9,190	8,260	7,350	〃
撮影士	9,190	8,260	7,350	〃
撮影助手	7,410	6,670	5,930	国家公務員行 (一) 職 2 級相当以下
測量船操縦士	7,410	6,670	5,930	〃
設計業務				
主任技術者	9,190	8,260	7,350	国家公務員行 (一) 職 3 級相当以上
技師長	9,190	8,260	7,350	〃
主任技師	9,190	8,260	7,350	〃
技師 A	9,190	8,260	7,350	〃
技師 B	9,190	8,260	7,350	〃
技師 C	9,190	8,260	7,350	〃
技術員	7,410	6,670	5,930	国家公務員行 (一) 職 2 級相当以下

(注) 1. 上記の金額は、消費税相当分を含んだ金額である。

積算は、消費税率で割り戻した金額とする (1 円未満切り捨て)。

積算は、目的地に到着した日は普通旅費による宿泊料とし、翌日から目的地を出発する日の前日までの日数について、滞在日額旅費による宿泊料を計上する。

2. 地質、土質調査業務の解析業務は設計業務を準ずる。

(7) 移動日の算定

移動日は、下記のとおり計上する。ただし、実情を考慮して計上するものとする。

	片道 1.0 日計上	片道 0.5 日計上	備 考
鉄 道	$L \geq 400 \text{ km}$	$400 \text{ km} > L$	
水 路	$L \geq 200 \text{ km}$	$200 \text{ km} > L$	
バス路線	$L \geq 50 \text{ km}$	$50 \text{ km} > L$	

- (注) 1. ライトバンの場合は、通勤が不可能で往復の移動時間が6時間未満の場合は片道 0.25 日 (往復 0.5 日)、6時間以上の場合は片道 0.5 日 (往復 1.0 日) の移動日を計上する。
2. 移動日には、旅費交通費の他に基準日額を直接人件費として 0.5 日単位で計上する。
3. 鉄道、水路及びバス路線が継続する場合は、バス路線を 1 として他の路線を換算して計算する。
4. 外業の場合は、ライトバンにより計算する。
5. 日当は 1.0 日単位で計上する。

【参 考】

打合せ及び外業作業に係る所要日数の算定方法

- (1) 調査・測量業務の外業に係る所要日数の算定は、下記によるものとするが、5日以下の場合は、適用しない。

所要日数 = 移動に係る日数 + 滞在日数

滞在日数 = (外業実日数) \times 30 / 22 (小数点以下切上げ整数止)

- (2) 打合せ及び設計業務の現地調査等は、移動日を考慮した実日数とする。